

総務委員会会議録

令和3年9月14日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 15:32

【 案 件 】

1. 議案第73号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
2. 議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第82号 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例
4. 議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること
5. 請願第 3号 「総合評価落札方式」による入札制度に関する請願

【 報告事項 】

1. 飯塚地区消防組合負担金の過少請求の件について
2. 令和3年8月11日からの大雨による被害状況等について
3. 職員の処分について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第73号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第73号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」についてご説明いたします。議案第73号、第74号と表示しております「令和3年度補正予算資料」の3ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、一般会計で1億4510万5千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を778億136万1千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、主に補助事業関連経費及び早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金・県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の財源を補正するものでございます。

財産収入につきましては、卸売市場跡地の売買に関する仮契約締結に伴い、市有土地売却収入に21億円を追加するものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整として財政調整基金繰入金を20億6463万2千円減額するものでございます。

市債につきましては、過疎地域持続的発展支援計画を策定に伴い、穎田地区分を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、農林水産業費、農業振興費、園芸品目生産緊急支援事業費補助金交付事業費では、県の新型コロナウイルス感染症対策事業として新設されたもので、対象品目を作付けし、売上額が減少した農業者に対する補助金299万3千円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。畜産業費、地域畜産農政振興対策事業費では、申請件数の増及び県の畜産農家に対する補助率の変更に伴い、畜産振興総合対策事業費補助金925万7千円を追加するものでございます。

農業施設費、防災重点ため池ハザードマップ作成事業費では、県補助金を活用して、10カ

所分の作成委託料1千万円を計上するものでございます。

農業土木費、菰田・堀池地区活性化事業費、旧卸売市場周辺整備事業費では、卸売市場跡地の売却に伴い敷地内の雨水管布設替工事3100万円を計上するものでございます。

土木費、土木総務費、住宅取得移住奨励事業費では、当初予算で想定した件数以上の申請があつているため、補助金2306万6千円を追加するものでございます。

住宅管理費、下水処理施設管理費では、市営明星寺団地住宅からの汚水管の老朽化に伴い、西徳前地区汚水管布設替工事1590万円を計上するものでございます。

教育費、文化財保護費の3つの黒丸の項目につきましては、嘉徳劇場移譲に伴う補正でございます。1つ目の黒丸、職員給与費、会計年度任用職員分では、嘉徳劇場の施設管理にかかる会計年度任用職員の雇用経費129万6千円を計上し、次の嘉徳劇場管理運営費では、嘉徳劇場の施設の維持管理経費446万1千円を計上し、次の嘉徳劇場保存整備事業費では、駐車場敷等の用地取得にかかる不動産鑑定手数料、測量委託料、屋根及び空調改修にかかる調査設計委託料の合計で2116万5千円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。保健体育施設整備費、穂波武道館解体事業費では、その解体に必要な工事費等2383万8千円を追加するものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、今回の補正予算に計上しております放置竹林対策にかかる貸し出し用の作業機械購入費につきまして、納期に時間を要し年度内に事業完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、穂波福祉総合センター、文化会館の指定管理委託料につきまして、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。

7ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。

11ページをお願いいたします。基金状況表ですが、財政調整基金の令和3年度の新規積立欄に、5億4468万7千円が記載されておりますが、これは、地方自治法の規定による令和2年度決算における剰余金の2分の1を下らない額を積立したものでございます。その他の資料の内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

補正予算概要書の4ページ、財産収入で市有地の土地の売却、株式会社イズミのほうに売却予定で、21億円計上されておりますけれども、中身の質問はしませんけど21億円で、土地を株式会社イズミさんに売却するという案件で、その分の収入が入ってくるということですよ。売却に当たりどういう交渉をされたか、質問したいんですけども。売却ありきから入ったのですか、それとも、よくあいう大型商業施設の建築に当たっては借地というような考えもありますけれども、その点、どういった構想があつて売却になったか。経緯がわかりましたら教えてください。

○企業誘致推進課長

株式会社イズミを候補者として企業誘致に取り組みましたのが、令和元年度からになっております。2年前当初、7月に企業誘致推進会議で株式会社イズミを候補者とするところを決定してから私どものほうで取り組みを進めさせていただきました。現状有姿を前提として、あの敷地をどのように譲渡、あるいは貸し付けというところも含めて検討はしていたところでございますが、最終的には本年7月の企業誘致推進会議におきまして、現状有姿としての譲渡というところで決定をさせていただいております。ただ令和元年から住民の方、それから商業関係者の方にご意見いただく中で、特に商業関係者の方からは、しっかりと責任を持って、イズミさんには、将来持続的に経営運営していただきたいということで、譲渡についてのご要

望なりをいただいた中で、イズミのほうと協議をしまして譲渡によるところで決定をしたところでございます。

企業誘致におきましては、経営の安定、それから運営の責任、それから将来的な長く経営して運営していただきたいということもありまして、譲渡を基本として、企業誘致に取り組んでおります。また、株式会社イズミといたしましても、当初から譲渡のご意向を持っているところは確認をさせていただいております。そういった中で譲渡を前提として私ども取り組んでおきまして、最終的には、当然貸し付けにつきましても、費用の面は検討しましたが、それでも譲渡のほうにメリットがあるということで譲渡ということで決定させていただきました。

○小幡委員

そういった今回は企業誘致というスタイルをとったので、土地の売却でいこうということですよ。一般的に長期ですけれども、賃貸借契約を結んでよく坪単価500円で借りるとか、何とかすれば、ざっくり20年貸せば21億円なるのでそういう構想もなされたのかなど。その場合は20年後に契約が切れば、土地はまだ飯塚市として残りますので、その後の別の有効活用もできるという観点からそういう交渉、話し合いがなされたのかなということも聞いたわけですね。あと詳しいことは、また所管の委員会のほうであると思うのですが、最終的に総務委員会としましては、この案件の売買契約書の要求というか売買契約書が、最終的には総務委員会のほうにも資料としていただけますでしょうか。

○企業誘致推進課長

資料要求していただきましたら、対応させていただきます。

○小幡委員

わかりました。その節は資料要求をして求めましょう。もう1点だけ聞かせてください。中心市街地活性化事業で、中心市街地を活性化するというので、アバウトですけど110数億円投資して、バスターミナル周辺も整備しましたよね。その後、今の市場の跡地、市場跡地というのは今、準工業地域になっているのかな。これ今回、用途変更で商業地域にして、イズミさんに売却というスタイルをとって、商業地域での時価相場というか、そういう計算をされたという報告を受けましたけど、まだ商業地域には用途変更になっていませんよね。

○企業誘致推進課長

おっしゃるとおり、現在準工業地域となっております。

○小幡委員

ということは都市計画審議会においては、用途地域の変更ありきでやっている、表現が悪いんだけど。商業地域にならなかつたらイズミさんとしては買えないよね、建てられないのだから。ですからその前後なんですけれども、今回、最終的にこの21億円の売買契約でしようけど、成立した要件の中には、用途地域の変更も条件に入っているのですか。用途地域変更後、正式契約というスタイルなんですかね。その点はどのようになっていますでしょうか。

○企業誘致推進課長

商業地域に変更しない限りは大型商業施設というのは建設できないというところは、相互に確認をしております。その上で福岡県を交えまして都市計画の用途地域の変更、これについて現在、市民説明会等を7月に開催しておりますが、こういったところで今手続を進めているところでございます。ここに今、用途地域の変更を前提とした不動産売買契約書となりますが、不動産売買契約書の中には、その点については、一部都市計画の手続について記載はありますが、用途が変わらなかった場合にどうするかということろまでは明確には記載をしております。ただ相互には確認をしております。

○小幡委員

だから先ほど用途が変更できるありきという表現をされましたけれども、ならなかつたときの

ための仮契約書ですから、そこは双方ときちんと明記しとったらいんじゃないかということは指摘しておきましょう。先ほど、売買契約における契約書の資料要求をするというときは、本契約になったやつをいただくんですけど、今捉えられている予定としては用途地域の都市計画審議会として県の用途地域の都計審が終わって、商業地域になる予定は、何年の何月予定なんですか。

○企業誘致推進課長

一応、年明けで年度末までにはということで今進めております。

○小幡委員

予定でいけば年度末に用途が変わったよということであれば、まあ早くて年明けには本契約を結ぶというようなスケジュールになっているのですか。

○企業誘致推進課長

不動産売買仮契約書につきましては本年7月12日に締結をしております。これに基づきまして議案のほうを上程させていただきまして、9月27日で議案を可決いただければ、その際に、本契約としての効力が生じるという形になりますので、改めてそれ以降に何らかの土地に関する契約を結ぶということはありません。

○小幡委員

だから、7月に仮契約を結んでいるのでしょうか。だからその用途地域の変更が条件には、正確には載っていないわけでしょう。リスク的には用途が変わらなかつたら、売買ができないということなのでしょう。ですから今の説明だと、年度末には用途が商業地域に変わるだろうと。だから変わった後、正式に本契約という形になるとすれば、私が本契約の契約条項を含めた契約書の資料要求するのは年明けになるのかなというところから聞いているんだけど、そういう状況になるのですかね。

○企業誘致推進課長

不動産仮契約の内容につきましては、契約不適合責任という項目を設けております。この中で第10条となりますが、乙、株式会社イズミの契約の解除の申し出、これが私ども飯塚市の都市計画手続に係る用途地域の変更の遅延による場合、飯塚市は第2条に定める21億円という代金の額と同額をイズミに支払い、売買物件をイズミから私どもが買い戻すというところは契約のほうにうたわせていただいております。

○小幡委員

そういうことで一旦21億円を計上しておこうということですね。不成立になったら一旦戻すということですね。だから今回は取りあえず補正予算の中に収入として、計上したよという理解でいいわけですね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

私がちょっと勉強不足なので確認させていただきたいのがあるんですが、5ページの農業施設で防災重点ため池ハザードマップ作成事業費でございます。ハザードマップ、例えば浸水想定地域とか土砂災害想定地域、これはわかりますが、防災重点ため池ハザードマップとはどのようなものになるのでしょうか。このため池があふれてしまう危険性がありますよとか、崩れる危険性がありますよとか、そのようなハザードマップを作成されるのかどうか、これちょっとお尋ねします。

○農業土木課長

防災重点ため池ハザードマップというのは、現在ため池がございまして、それが大雨とか地震とかで、堤防が壊れたときに水がどういうふうに流れるかということで浸水エリアを示した地図でございます。

○田中裕委員

8月の大雨であそこは伊川になりますか、伊川のため池の護岸というんですか、あれが壊れたというのがありました。今の答弁によりますと、そのような崩れたときに水がどう流れるのかをお知らせするというマップだということでございます。そのような理解でよろしいですか。

○農業土木課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

嘉穂劇場のことで、文化財保護費でちょっとお尋ねします。まず職員給与等に関して、今回職員費用を予算に計上してあるのですが、職員が行う予定の業務内容、それに対する勤務体制、これについてお願いします。

○文化課長

嘉穂劇場が市に所有権移転された後の問い合わせ等の電話対応、施設維持のための管理や清掃等の業務を予定しております。また、会計年度任用職員は令和3年10月から令和4年3月までの半年分として1名分を計上しております。

○深町委員

それでは業務の明細を教えてください。

○文化課長

嘉穂劇場に対しまして、見学や貸し館の問合せが想定されますので、電話対応の業務を想定しております。また、国の登録有形文化財である嘉穂劇場を適切に維持管理するために、建物の空気の入替えや清掃、倉庫等の片づけ、雨天や台風時の雨戸の取り付け対応、贈与資料の整理などの業務、また運営の再開に向けまして、その運営マニュアルの作成などを想定しております。

○深町委員

次に、嘉穂劇場管理運営事業費はどのようなものがあるか、この点を教えてください。

○文化課長

維持管理上必要であります電気、ガス、水道の光熱水費193万8千円。施設の軽微な修繕に必要な維持補修費200万円。電話代等の通信運搬費6万2千円。また、法令で定めがあります委託業務としまして、電気設備保安業務委託料16万円、消防設備保守点検委託料30万1千円を計上しております。

○深町委員

それぞれの項目の積算方法をお聞かせください。

○文化課長

光熱水費、維持補修費、通信運搬費につきましては、現在まで運営をされておりましたNPO法人嘉穂劇場が運営していたときの、過去3年間の費用の実績を参考にしまして、積算のほうをしております。また、委託料につきましては、業者から見積りを徴取いたしまして参考に積算をしております。

○深町委員

令和3年度10月から3月までの職員給与を計上しているということですが、具体的に今までの経緯と嘉穂劇場の所有権移転の時期はいつごろになるのか、お聞かせください。

○文化課長

令和3年5月17日に、嘉穂劇場を所有運営する特定非営利活動嘉穂劇場が、法人の解散と残余財産の帰属先を飯塚市にすることを決議しておりました。その後、NPO法人の清算人と残余財産の贈与について、市が贈与を受けることに当たって、条件を協議してまいりました。

令和3年7月下旬に、NPO法人の残余財産が確定をし、8月11日に残余財産について、贈与の証書が飯塚市に提出をされたため、8月20日、NPO法人所有の残余財産の贈与契約を締結しております。なお、贈与を受けるNPO法人の残余財産は、嘉徳劇場の建物、また建物が建っている土地、劇場備品、その他保存資料等でございます。また、市が贈与を受けるに当たって、市議会において嘉徳劇場に関する維持管理予算が可決された場合に効力が生ずる。また、嘉徳劇場の今後の利用目的及び雇用の継続を贈与の条件としないなどの条件を付しております。よって、今回計上させていただいております予算に関し審議をいただきまして、議決をいただきましたら、速やかに所有権の移転手続を行う予定としております。

○深町委員

文化財保護費、嘉徳劇場保存整備事業費について、不動産鑑定士や測量委託に関する費用が必要ということですが、どこの土地の部分ですか、お尋ねします。

○文化課長

嘉徳劇場の敷地内にありますNPO法人以外が所有する駐車場や事務所等の部分がございます。この部分の買収に関する積算に必要な費用となっております。

○深町委員

駐車場用地を取得するという必要があるということですが駐車場等はNPO法人所有ではないということでしょうか。

○文化課長

贈与を受けるものにつきましては、NPO法人嘉徳劇場が所有する劇場の部分の土地、建物、劇場備品、その他保存資料であり、周辺にあります駐車場敷等の所有は、このNPO法人の所有ではございません。嘉徳劇場を管理し、将来これを運営するに当たっては、嘉徳劇場を利用する方の利便性や嘉徳劇場事務所の確保等を考慮しますれば、駐車場等を買収する必要があると考え、今回、駐車場の買収に関する積算に必要な費用を計上させていただいております。なお、この用地取得までの間につきましては、その該当する土地につきましては、その所有者と使用貸借契約を締結しまして、無償でその部分を使用させていただくことで、現在協議を進めているところでございます。

○深町委員

用地取得予定の範囲と、またそれに関する詳細を教えてください。

○文化課長

嘉徳劇場を運営する上で必要となる土地に関しまして、その内訳としましては、NPO法人とは別の法人の所有が9筆、個人の所有が6筆、合計で15筆の2289.66平方メートルとなっております。

○深町委員

先ほど答弁があったNPO法人の以外の所有する事務所等とかは、建物は取得しないのですか。

○文化課長

NPO法人以外が所有をします事務所等の建物につきましても取得をする予定でございます。取得予定の建物は、取得予定の土地の上にあります建物で、個人が所有する建物3棟ございまして、延べ床面積の合計は856.31平方メートルでありまして、その全てについて無償で贈与していただくことで現在協議を進めているところでございます。

○深町委員

調査設計委託の予算が計上されていますが、改修が必要な理由と場所を教えてください。

○文化課長

現在の嘉徳劇場は、施設の老朽化によりまして雨漏りが発生したり、また各種機器の更新が必要であるということもNPO法人嘉徳劇場のほうから聞いております。今回、設計委託の工

事の範囲につきましては、雨漏り解消のための屋根の改修工事分と、現状の空調機器が古く、夏冬の猛暑時や厳冬の時期につきましては、施設利用者に健康上の被害が出る可能性などもあると考えられることから、早急に改修が必要であると考えられます空調機器の改修もその分となっております。

○深町委員

今後のスケジュールに対して、皆さんも関心があると推測されますが、市が管理運営を開始する時期を含めて教えてください。

○文化課長

市が管理を開始します時期につきましては、嘉徳劇場の維持管理に関します予算の議決をいただきましたら、速やかに所有権移転の手続きを行いまして、市が維持管理を行うこととなります。次に、運用開始の時期でございますが、嘉徳劇場の保存活用につきまして、今後の運営も含め、関係課などと内部の協議を行いまして、また外部有識者や若者、業界関係者などにご参加いただき、新たな協議組織を設置いたしまして、その組織で保存と活用方法を含めた最善の運営方法を検討いただくことと考えております。その上で、市としましてはなるべく早く運営の開始をしまして、利用者のご要望に応えられるようにと考えております。

○深町委員

今まで説明を聞かせいただきましてありがとうございます。今後も嘉徳劇場の運営や維持、管理に関する予算措置が必要となってくると考えられます。予算計上に当たっては、きちんと内容を精査し、また内容が説明できるように精査を行うことが必要です。施設維持管理、それから運営の予算は、保存活用のために必要と思いますが、精算の根拠をしっかりと示せるようにしていただきますよう、要望して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

嘉徳劇場の件で、関連でちょっと何点かお尋ねします。今、深町委員の質問である程度把握ができましたが、今回無償譲渡される部分と将来的に有償になる部分の明確な位置図等が提出できるなら委員長のほうで取り計らいよろしくお願いしたいんですけれども。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求がっております資料は提出できますか。

○文化課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 33

再 開 10 : 34

委員会を再開いたします。サイドボックスに掲載しましたので確認をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

嘉徳劇場は、私たちが子どものときから存在しますので、アバウト的な想定は頭の中でできるんですけれども、嘉徳劇場の位置図ということで資料いただきましたけど、この斜線部分が嘉徳劇場の本体が建っている部分ですよね。この建物とこの土地を無償譲渡するというのでよろしいですね。ではこの斜線部分の正確な上物の建屋の面積と斜線部分の土地の面積が分か

りましたら、教えてください。

○文化課長

提出をいたしました資料の中の斜線の部分が委員が言われるとおり、贈与を受ける部分の土地と建物の部分となっております。土地の部分につきましては、4筆ございまして合計面積が1950.03平方メートル、建物につきましては、二階建てでありまして延べ床面積が1925平方メートルとなっております。

○小幡委員

土地が1950平米ということは、約590坪。590坪ぐらいの2反分ぐらいありますね。その土地を無償でいただくということですね。建物については、これに対して今から維持管理費等の調査をしなくちゃいけないので予算が計上されておりますけれども、この無償譲渡において、嘉穂劇場、NPO法人側から無償譲渡に当たっての条件等は付されておりますか。

○文化課長

この譲渡に関しまして、NPO法人から出された条件等はございませんでした。逆に、飯塚市のほうから贈与を受けた後の維持管理費が必要となりますので、市議会において施設維持管理予算が可決されたときに契約の効力を生ずること。また、嘉穂劇場の今後の利用目的及び雇用の継続を条件としないこと等の条件を付しまして、譲与の契約を締結しております。

○小幡委員

ちょっと素朴な質問ですけれども、無償譲渡ですから、そういうふうなNPO法人からは条件はないよということで、本市が引き継ぐという考えでおられますけれども、所有権移転されますと登記等をしなくちゃいけませんね。そういった保存登記等の費用というのは、双方どちらの負担というような考えでおられますでしょうか。

○文化課長

今回の贈与に関しましては、土地、建物について無償で贈与していただくものでありまして、買取でもないことから市のほうが手続を行いまして、その費用のほうも負担することで考えております。

○小幡委員

所有権移転登記等の費用は本市がみるということですね。NPO法人の土地、建物を贈与していただいて、今回の不動産鑑定手数料とか、測量を委託して、実質上の測量なんかをやりますよね。その部分は譲渡される部分もちろん測量するでしょうけれども、先ほどの図面で、グレーに塗ってある売買部分、これも含めて測量等もされると思うのですけれども、こういった不動産鑑定手数料や測量の委託料金等の負担は、通常売買においては民々の場合、双方が話し合っ、負担比率を決めてお互いが出し合うようというのが一般的なんですけれども、今回の契約の中では、そういった費用は、どちらの負担というような考えでおられます。

○文化課長

今回計上させていただいております予算の上では、市が業者のほうから見積りを徴取いたしまして、全額予算要求をしておりますが、質問委員が言われますように、その費用を案分という考えもございますので、今後、所有者と買取交渉の中で、諸費用の負担に関しましても協議を行ってまいりたいと考えております。よって今回、市が全額費用を負担するというで決定しているものではございません。

○小幡委員

今言った費用の負担が今から交渉の一つということで、いま考えていいですね。斜線部分の贈与物件に対して聞きましたけれども、売買物件、グレーに塗ってあるところの売買物件が、位置図の注釈の中に、法人所有部分が9筆で個人所有部分が6筆で計15筆で、2289.66平米か。これは土地の面積ということでよろしいですかね。

○文化課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

約700坪弱ですね。これは有償で売買するということですよ。それは間違いないですね。

○文化課長

その方向で現在協議を進めております。

○小幡委員

説明を受けると駐車場ね、駐車場における土地の売買はするんだけど、まだ金額は決まっていないのでしょうか。その間、将来、飯塚市が嘉穂劇場を運用していく場合に駐車場が必要だと。駐車場を使わせてもらうような話を聞いておりますけれども、その使用貸借におけるような契約は、何か交わされているのですか。

○文化課長

使用貸借の契約につきましては、現在協議中でございます。

○小幡委員

駐車場をお借りするのでしょうか。だから使用貸借ですよ、使用貸借はいつからいつまでの範囲が使用貸借できるとか、期限は決めておられるのですか。

○文化課長

使用貸借の契約の期間につきましては、NPO法人の残余財産が飯塚市に譲与されました日から使用貸借予定の土地の買収が完了いたしまして、所有権移転登記を行うまでとする内容で現在協議をしております。

○小幡委員

だから正確な期間というのは決まっていないということですよ。その使用貸借の条件の中、中身はわかりませんが、飯塚市に売るよ、飯塚市が買うよ、金額はまだ決めていないけど、その間は借地として使っていていいよ。使用料は無償でよろしいのですか。

○文化課長

使用料につきましては無償で協議をしております。

○小幡委員

要はただで使って結構だよということで使わせていただくと。土地の売買の交渉ですから金額がなかなか折合わない場合もありますよね。それは私から言わせれば危険な状態で、買収する土地の値段を決めずに嘉穂劇場本体は受け継いだけれども、将来的に買えるという保証がないじゃないですか。失礼な言い方でこれ想定だからね、ちょっところえてほしいんだけど、私その立場になったら、貸しとくけれども、いい値段で誰が買いに来たと。そちらに売ることも可能ですよね。そこら辺の第三者への売買が禁止とかいうような借地条件とか売買契約、そういうところのリスクの担保はどのように考えておられるのでしょうか。

○文化課長

この使用貸借契約につきましては、契約期間中には本市以外に所有権移転やほかのものに使用させないなどの条件を付することを考えておまして、現在協議を進めているところでございます。

○小幡委員

ちょっとそれは置いて、しばらくの間は紳士協定でお借りしますよね。その間、利用するのは飯塚市ですから、先方にはメリットがないんでね。土地の約700坪に関する使用料は要らないよと。でもこれ固定資産税等は、基本的にNPO法人のほうにあるじゃないですか。そういった固定資産税とかいうのは、今回は使用しているのは飯塚市なんだけど、固定資産税を払うNPO法人さんとしては、払わせるのか、それとも無償にするのか、どんな考えをお持ちでしょうか。

○文化課長

今回、使用させていただきます建物などについての光熱水費などにつきましては、飯塚市が使用することから当然、市の負担ということも考えております。先ほど委員が言われました固定資産税につきましては、今回この部分が無償で市が使用しますことから、市のほうで減免の措置など対応を考えたいと思っております。なお、この建物の火災保険などにつきましては、所有権移転されるまでは所有者の所有物となっておりますことから、その部分につきましては所有者のほうで負担できればというような条件を現在協議しているところでございます。

○小幡委員

そうですね、火災保険はそうしないと所有権移転していませんから保険自体がかけにくいと思うんですね。いろいろ聞きましてありがとうございます。ただ今回ちょっと危惧するところ2点がありまして、無償譲渡を受ける本体、嘉穂劇場ですよ。文化継承していく上では反対はしませんけれども、今から維持管理費とか修繕費とか、調べていきますよね。調べるに当たってもお金がいります。結果、極論の話だけど、何億円も莫大な費用がかかると。今後の維持管理費も莫大な飯塚市が査定した状況でかかると。将来的には700坪弱の土地も買わなければいけないと。相場で、幾らで買うかまだ決めていないと。まだはっきりしない条件が多過ぎるのね。危険度がかなり大きい。それを相対的に、今回はそういった調査費用とかだからわかるんだけど、市長としては、これぐらいの投資というか、お金であれば受けるべきだ、これ以上になるとちょっときついなとかいうのは、金額で表現する必要ありません。市長の感覚の中にしっかりあるのでしょうか。

○片峯市長

もう当初からNPO法人からの運営に係る諸問題について、ご相談があった時点から、現在上程しております嘉穂劇場本体の底地だけでは、また建物だけでは運用が全くできません。先ほどから駐車場等という言い方をされていますが、駐車場は最低限であればいいんでしょうけれども、動線そのものが観客の動線も、それから上演なさるスタッフ等々の機器搬入路さえ、個人所有や他のNPO所有ですから、それを取得しなければ運用そのものが成り立たないということは想定しておりました。その交渉をどうするかというようなことで今、担当課のほうで先方と詰めているところでございます。また屋根の補修等については従前から相談があっておまして、もう最低でもどれぐらいはかかると。立派にするにはこれぐらいかかるといようなことは、すみません、数値をあえて控えさせていただきますがそれも想定しておきます。火災に係る建物の現状ですからいいですが、市が保有するとなると、やはり行政として、公のものとして、安全確保が必要ですから、今のままでいいのかという問題もありますし、観客席も皆さん御承知のとおり、もう高齢の方は、あの現状の中ではお座りいただくことは、難しい席でありますから、それもどう改修すればいいのか。文化財指定を受けておられますが、伊藤伝右衛門邸とは異なる趣旨の文化財指定でありまして、その分の改修は柔軟にできる等々のことまで確認を既にしておりましたので、それにかかる今質問があつておりますような、これから未来につながって、地域のために活用できるための改修費ということで、実はかなりの金額がかかるというようなことも想定しておりました。しかしながら、市民の皆さん、それから議員の皆さんも地域の宝として何とか残してほしいという要望は大きいものというように受け止めておりましたので、私としても、そのように残すという判断をいたしまして、これからどこまでできるのか。投資額も含めて、またどういう運用するのか、総合的にまさに判断をしながら、議会のほうにも予算や運用方法等について、上程したり、報告したりしながら、ともに進めていきたいと思っております。

○小幡委員

どうも市長、ありがとうございます。もう感情的な話なんですけど結局市長の頭の中では想定された金額がある。この範囲であれば、文化財として市民のためにも残すべきだという判断だと思います。それは否定しません。考え方の一つとしてこういった劇場は興行収入を得て今

まで運営されてきましたよね。本市としては興行収入にして企業会計で、ペイできていく考えなのか。ある程度、伊藤伝右衛門邸的な感覚で、市民のためという意味じゃなくて、有形文化財の確保とか、保護とか、という観点から多少の毎年経費がいりますよ、これ。それを計算するような収入は興行でやるのは大変だと思うのですけれども、さっき言った前者なのか、後者なのか、市長の考えはどのような考えで、受け入れようとしておられるのか、教えてください。

○片峯市長

まず市として公が保有するという位置づけとする一番の理由は、これは指定文化財であるからでございます。それで文化課が所管をし、きょうも答弁をさせていただいております。次に、伊藤伝右衛門邸もそうなのですが、その活用や運用となりますと今度は実は文化財の保護とは違って、経済部のほうが本市では、それを担っておりましてどのような形で誘客をするか、もしくは今度は嘉穂劇場ですから、今ご質問者がおっしゃるとおり、これをエンターテインメント機能を有した劇場として使用して、使用料を徴収するようなことも、必要だと思っています。そうしないとおそらく表現が悪いかもしれませんが、赤字ばかり呼んでしまうような施設となりますから、ということだけにはならないような運用の仕方も想定をしておりますが、あれだけのものを形状、これは何か専門的には衣装と言うらしいです、は残さなければならぬというのがこれは文化財としての位置づけ、嘉穂劇場の位置づけですから、それを保持するためには、維持、改修費用は継続的にかかるなど。しかしながら、先ほど言いましたような、運用益を上げることで、何とかそれを極力抑えるようなことも、方法論において検討したいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

次に、「議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報政策課長

「議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降「番号法」と申し上げます。この番号法の一部改正により、当該条例の規定を整備するものでございます。主な改正内容といたしましては、番号法に規定しております情報連携を行うための情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されることに伴い、当該条例の関係規定を整備するものでございます。また、番号法に新たな条文が追加されることに伴いまして、当該条例において、引用しており

まず番号法の条文が繰り下がるために、これに合わせて、関係規定を整備するものでございます。9ページから10ページにかけて、新旧対照表をつけております。以上簡単でございますが、「議案第76号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第82号 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書23ページをお願いいたします。本議案は、福岡県市町村職員共済組合の退職年金制度への移行前の飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づき、支給される職員及びその遺族に対して支給する退職年金及び遺族年金の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止するものでございます。関係する廃止条例でございますが、飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例、昭和37年11月30日以前に給付事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例及び昭和37年11月30日以前に給付事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例の平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年金の特例に関する条例の以上3条例でございます。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第82号 飯塚市職員で退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」、補足説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。「飯塚市過疎地域持続的発展計画」につきましては、本年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、同法第8条の規定に基づき策定するものでございます。

本計画は、法律前文に記載されておりますが、過疎地域が、多面にわたる機能を有し、国土の多様性を支えているということ、また、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割が一層重要なものとなっていること、そうしたことから、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力のさらなる向上の実現を目指して策定するものでございます。

本市の計画につきましては、同法第2条及び第41条の規定に基づき、前計画において過疎地域に指定されておりました「筑穂地域」に加え、「潁田地域」も新たに指定されております。また、新たな法律の期間は令和13年3月までの10年間ですが、今回策定する計画は、その前期期間となる令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とするものでございます。

策定に当たっては、計画策定の過程において、各所管部署による事業の精査の一方で、地元自治会やまちづくり協議会の幹事会への説明、協議を重ねるとともに、市民意見募集等を実施するなど、さまざまな意見をいただきながら策定したところでございます。

なお、本計画に計上する事業で、過疎対策事業債の起債許可を受けますと、事業に対しまして充当率が100%で、元利償還金の70%が交付税措置されることとなっております。

それでは、計画書「飯塚市過疎地域持続的発展計画（筑穂地域・潁田地域）」の3ページをお願いいたします。目次でございますが、この計画書の構成につきましては、法律第8条に規定されております市町村の計画に掲げる事項に基づき編成いたしております。

まず、1ページから22ページまでが「1. 基本的な事項」として、本市の人口や産業の推移を含む概況から公共施設等総合管理計画との整合までの9項目について記載してありまして、23ページからは、先ほど申しましたとおり法に規定されております市町村の計画に掲げる事項の区分に従いまして、2の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から、目次の次のページをお願いします。57ページの「10. その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までにつきまして、その事項ごとに「現況と問題点」、「その対策」、「計画」の3つの項目で構成してあります。

そうしました構成で全体の計画書が成り立っている形になりまして、詳細な内容の説明につきましては省略させていただきたいと存じますが、今回、新たに法律が制定されたことに伴い、従前の計画からの変更点として規定された事項としまして、基本目標の設定と計画達成状況の評価に関する事項を計画に記載する必要があるよう規定されましたので、その点について説明させていただきたいと思っております。

計画書の20ページをお願いいたします。まず、地域の持続的発展のための基本目標の設定になりますが、(6)に記載のとおり、2つの目標を設定しており、1つ目は人口に関する目標としまして社会増減の人口目標を設定しております。表の一番右に記載のとおり、両地域ともに過去5年間の社会増減の平均数がマイナスという転出超過の状況となっておりますが、目標値について、計画期間の令和3年度から7年度までの5年間の平均数が、第2次総合戦略の社会増減の目標値であるゼロ人を目指すこととしております。

もう一点の目標は、地域の持続的発展のための目標として、住民が住みやすいと思う意向や地域に対する愛着などの両地域の住民の方の意識について、その割合が昨年度実施しました市民意識調査の結果において、市全体の割合を下回っているため、その割合を市全体と同じ割合になるよう目指すということを目指して設定いたしております。また、(7)計画達成状況の評価に関する事項を、新たに計画へ記載することが規定されたため、記載のとおり、有識者会議を設置し、毎年度計画の進捗状況や基本目標の把握、点検、評価を行っていくことといたします。

本過疎計画につきましては、第2次総合計画や第2次総合戦略との整合性を図り、筑穂地域に限っては、前計画を引き継ぎつつ、両地域ともに、持続可能な地域社会の実現のため今後実施していくべき事業等についての記述、また事業の計上を行い策定してあります。

両地域の人口減少の抑制に努めるとともに、地域活力の向上と持続的発展を目指して、計画

に基づく事業の推進を行ってまいりたいと考えております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

「議案第85号」、過疎地域ということで、旧筑穂町はもともと過疎地域でしたね。今度、穎田が追加と言っていいかどうか知りませんが、穎田も過疎地域に指定されるということですが、旧筑穂町時代に合併後ですよ、合併後10数年たちますけど、過疎債を利用した事業というのは実施されたのですか。もしされたのであれば、何点かあれば紹介したいんですけど。

○総合政策課長

旧筑穂町で過疎債を活用した事業としましては体育館の改修事業とか、スクールバスの運行事業、コミバスの運行事業、そういった事業に対して過疎対策事業債を活用しております。

○小幡委員

ソフト面とハード面と利用されていると思うのですが、これは先ほど言われました70%交付税措置があって、うちの実質上の負担は30%、これはソフト面もハード面も同じ比率ですか。

○総合政策課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

今から予算を組んでいかれると思うのですが、旧筑穂町においても、今後穎田地区においてもこの過疎債を使った事業計画というのは、執行部のほうでは、ある程度計画を今練ってられるということでしょうか。

○総合政策課長

この計画に計上しております事業が過疎対策事業債になります。もちろん限度額というのがございますのでその範囲内で活用できる過疎対策事業債について、調整していくという形になっていきます。

○小幡委員

限度額ということを表示されましたけど事業計画において、認定を受ければオーケーなんだろうけれども、それは年度ごとの限度があるわけ、それとも事業に対しての限度額があるわけですか。

○総合政策課長

年度ごとで国の計画額の範囲内で限度額が定められております。

○小幡委員

その年度ごとの限度額というのは、マックス幾らとかいうのはわかりますか。

○総合政策課長

ソフト事業の限度額につきましては、算定式がございまして各自治体の基準財政需要額と財政力指数によって、決められた算定式によって算定された額は限度額になります。一方ハードにつきましては、一定の限度額というものは定まっておきませんので、先ほど申しましたように国の計画額の範囲内で、各自治体が申請を行う過疎債適用の事業割り振りを行うというような形になってまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第3号 総合評価落札方式による入札制度に関する請願」を議題といたします。お諮りいたします。本件を審査する当たり、紹介議員として江口 徹議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますこれにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○江口議員

「総合評価落札方式による入札制度に関する請願」を提出させていただいております。紹介議員の江口でございます。

本請願は要旨としては、こちらの要旨に書いておりますように、飯塚市の公共工事発注における総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めるものでございます。この総合評価落札方式については、導入の際からも、事業者のほうから異論といえますか、これについては非常に懸念の声が上がっておりました。平成30年、この制度が導入され、一番最初に取り上げられたのが立岩交流センターの建設工事でございます。建設工事に際し、最初の入札に関しては、どなたも手を挙げられなかったわけです。その前後に幾つか要望書等が上がっています。

まず、平成30年8月1日に総合評価落札方式による入札制度についての要望書として、9者の方が要望書を出されています。そしてその後、結果として、この立岩交流センターは、市内業者が応札しなかったことを原因として、市外業者へ発注されています。総合評価落札方式で発注されています。それを受け、9月10日には市長宛て、そして議長宛てに、立岩交流センター建設工事の再検討及び飯塚市の入札制度に対する要望書並びに市議会のほうには陳情という形で、意見が出されました。先ほどの要望書に関しては、13者が名前を連ねられています。そして今回、17者の方が、請願に名前を連ねられました。

この一番の要因は、この総合評価落札方式に関するとにかく不満と不信感なんです。試行導入と言って3年半がたちます。その中で、行政のほうは意見があつたら聞くよと、必要なことであれば変更するというお話をされます。令和元年7月26日の総務委員会の質疑の中でも、総合評価落札方式の適用となる案件を、1億5千万円から5億円に上限を上げていただきたいという、事業者の要望を委員が取り上げ、それに対して検討する旨、委員会の中では返答がなされましたが、その後改善は見られておりません。

他方で、今年度になりまして、それまでは、昨年度までは3億円以上についてJVを組んでの入札だったものが、今年度から6億円と上がり、一者入札が3億円から6億円の間では可能となりました。

このような変更に関しては意見を求められることなく、突然変わったということが聞かされたただけだという、事業者のお話も聞かせていただいております。このように不満と不信感が渦巻いているこの状況の中、一旦、総合評価落札方式に関しては、廃止としていただき、改めて事業者の方々とともにどのような形が望ましいのか、しっかりと検討していただきたい。これが請願の皆様方の思いであります。

また、採用する工事についても、もちろん特殊な工事であれば、総合評価落札方式による技術提案をしっかりと読み込むことが必要かと思われませんが、他方では一般工事、今まで事業者のほうで数多く手がけてきた交流センターの建築などの一般工事に関しては、総合評価落札方式ではなく、今までの価格競争でやっていただきたいというお話がっております。

今回、会期中にかかわらず、委員会として取り上げていただき審議に入っていただくことに

対して、感謝申し上げます。できることならば、今会期中に委員会としての結論を出していただき、早期に次の新しい形、総合評価落札方式にするにしてみても、事業者のほうも納得していただけるような形への変更を求め、趣旨説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○土居委員

この請願に付随してですが、小幡議員のほうから、関係者各位に向け発出されました「総合評価落札方式の廃止を求める請願についてのご報告とお願い」という文書についてなのですが、この文書については紹介議員の方は御存じでしょうか。

○江口議員

はい、聞いております。

○土居委員

同じ紹介議員としてこの内容についてはどういう考えなのか、お聞かせください。

○江口議員

請願の方々が、これからどういった形になるのかということをお聞きしたいということで、それを小幡議員のほうで取りまとめてこういう形になるんだよというのが、その文書だという形で聞いております。また、その後の流れについて、問い合わせに関して、請願の方々ではなく、請願の方々でもわからないことがあるので、議会のことですからね、ですので問い合わせ先として書いてくれと言われたので、そうやって書いたんだよという話であり、何ら問題はない、請願は通常、多分土居議員も請願の紹介議員になったことあると思うのですが、相談されたらやるような行為ではないかなと思っております。

○土居委員

それでは本文書には、請願の審査を前に、議員への働きかけが指示されているようですが、これは公正な議会審査を妨げるおそれがあるのではないかとおられますが、その点についてをお尋ねします。

○江口議員

その点に関しては、請願者の方々からどういった形をやったらいいのでしょうかという話、働きかけがあったほうがいいのでしょうかねと聞かれて、それについてはもちろん皆さん方のお知り合いの議員さんおられるでしょうから、当然のことながら、請願を出す方々にとっては、通るためどうやったらいいのかというような活動ですから、そうやったらよろしいんじゃないでしょうかというお話だったとお聞きしております。何ら問題はないと思うのですが、いかがですか。

○土居委員

そしたら請願者である特定の業者が有利になると考えている請願可決への働きかけを、議員が議会における審査ではなく、議会外で行う行為は、政治倫理に反するおそれはないのか、お尋ねします。

○江口議員

私自身は今回の分に関して政治倫理に反する行為であると思っていません。特定の事業者が得をするものではございません。もし、土居議員がそうやって思われるのであれば、政治倫理審査会に、これはいかななものかと提案をしていただければ、それについては、白黒がはっきりするのではないかと考えています。

○土居委員

それでは議会審議を議会外、支援されている議員や相談できる議員への働きかけをお願いいたしますと、働きかけによって影響させようとすることは、市民全体への代表者としての品位と名誉を損なわせるような行為ではないか、お尋ねいたします。

○江口議員

重ねてお答えいたしますが、先ほどお答えしましたように今の件については問題がないと私は考えております。土居議員が問題あるとお考えであれば、ぜひ政治倫理審査会にその旨、申し出ていただきたいと思っています。

○土居委員

それでは議員が業者に働きかけを指示するような働きかけを行うことは、不正の疑義を持たれるおそれがある行為であるとともに、自己の地位による市への影響力を不正に行行使するものではないかというふうに思われますが、いかがでしょうか。

○江口議員

先ほどもお答えしましたが、指示したというふうな形は聞いておりません。働きかけとかをしたほうがいいのでしょうかという問いかけがあったので、それもちろんそのほうがよろしいでしょうねと。私は別件の請願のほうでぜひお知り合いの方々に、議員にお声掛けくださいというお話をさせていただいたこともございます。その点については、先ほど言ったように問題があると思われるのであれば、ぜひ政治倫理審査会のほうに土居議員のほうからお申し出ください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

文章の中でちょっとお聞きいたしたいことはあるのですが、「他方で国及び地方公共団体の契約は、原則として、一般競争入札で行われることが定められています。（会計法第29条の3第1項、同29条の6、地方自治法の第234条第2項、自治法施行令第167条の10）」と書いていますが、ちょっと私が拝見したところでは、この文章は見つけられなかったのですが、具体的な説明をお願いします。

○江口議員

この部分に関しては、請願の要旨としては、飯塚市の公共工事発注における総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めている請願でございます。その理由の中でこういった形を書いているのでありますが、その部分は、私自身は確認していません。そこについては、また委員会として確認をしていただけたらと思っています。そういった形になります。あくまでもこの部分に関しては、その理由の中で原則として一般競争入札なんですよというふうな形を書いている部分であります。それについて根拠となっている部分を書いている部分でございますが、もしかしたら、条ずれであったりとか、法が改正になって条ずれがあったりとかということがあるのかもしれませんが。

○瀬戸委員

請願書を出すに当たっては、確認はされなかったということですか。

○江口議員

私自身は、その細部と言いますか、この部分が正しいかどうかに関しては、申しわけありませんが、確認はとれていません。

○瀬戸委員

今回のこの総合評価落札方式と言われていますけど、この総合評価落札方式も一般競争入札の中に含まれているのではないかと思うのですが、それだとこの文章だと、それも含まれているようなことになるとは思うのですが。でも今、確認されていないと言われたら、議論のしようがないですね。

○江口議員

今、含まれるというのであればそのとおりだと思うのです。その中でこういった形をとるか。ただ、この総合評価落札方式が現行において、現行の飯塚のやっている総合評価落札方式が、

非常に事業者の方々にとっては、本当にこれでいいのという思いがあるので、導入前から反対の声が上がり、そしてなおさら今声が上がっているということでございます。

○瀬戸委員

どこに書いてあるか、これは一時中止の理由の中に、「このように総合評価落札方式を一旦中止・凍結すること」と書かれているのですが、江口議員が今さっき説明されたときに、場合によっては、やらないといけないというようなことを言われたと思うのですが、交流センターとかの場合はこれが望ましくないと。さっきの趣旨説明のときに、案件によっては総合評価落札方式をやらないといけないところもあると言われていたと思うのですが、わかりますか。

○江口議員

今回の請願は、あくまでも現行の飯塚市がとっている1億5千万円以上でしたら全て総合評価落札方式でやりますよという、このことについてやめてくださいと。そして、一旦やめた上で、実際にどのような形が一番望ましいのかお考えいただいて、新たな制度をつくってください。総合評価落札方式が全てだめだと言っているんじゃないのです。今、飯塚市がやっている1億5千万円以上が全て総合評価落札方式でやるという、この方式がいかなものかというお話なんです。ですのでその意味、その特殊工事については、技術提案が生きることもあるでしょう。そういった部分をきちんと事業者とも協議をしながら、皆様方がそうだよ、頑張れるような入札方式をつくっていただきたい。そうしていただくことが、私たち地元事業者にとっても、これから後の信頼感、一番最後に書いてありますけど、早急に行政と我々市内業者との信頼回復を図り、災害復旧対応、ボランティア活動等の協力関係を再構築する。そのためにも、一旦この現状の総合評価落札方式による入札制度の廃止を強く求めているということでございます。

○瀬戸委員

「過去3年間におけるS I事業者の受注額や落札率を見ても、一目瞭然であります」という部分があるんですけど、一般質問で川上議員がそれじゃ何件あったのかと。7件ですという答えがあったと思うんですけど。その7件が独占受注になっていることは周知の事実でありますというような傾向だったのでしょうか。

○江口議員

先ほど、それこそ法が見当たらないと言っているのと多分と同じように、ここについてもちょっと誤解を招く部分なのかなと思うわけですが、提案されている請願の方々の意図することは、過去3年間における総合評価落札方式だけを取り上げてみるのではなく、S I事業者の受注額、受注総額ですね、それを見てみてください。そうすると、実際には寡占状況になっているのではないですか。そしてまたそれが今回の令和3年度の総合評価落札方式の3億円から6億円に上げる部分、このことでまた、さらにそれが強化されるおそれがあるといったことがあり、もう勘弁してくださいというお願いでございませう。

○瀬戸委員

でもこの文には、一目瞭然と書いてあるんですよ。でも、江口議員は紹介議員として、それは打ち合わせていないと、今言われましたよね。さっき僕が、「一般競争入札で行われることが定められています」という質問を最初にしたのと一緒に、それに対してはやられていないということで間違いはないですか。

○江口議員

私自身が事業者の方々と直接打ち合わせはしておりません。ですのでそういったことに関してそのとおりでございませう。他方で言われていて意図することは、そういうことなんですということは、ある人を介してお聞きしてまいります。要は、その間での実際の受注額を見ると、明らかですよ。それについては、ぜひそれ委員会の中でも、資料要求をしていただいて確認

をしていただければと思います。

○瀬戸委員

一応この文は読まれたということですよ、紹介議員になられるに当たって。

○江口議員

なるに当たっては、読んでおります、もちろん。

○瀬戸委員

この文を読んで、何も思わなかったということですか。その一応、7者はどこがとっているのか見てみようということにはならなかったということですか。

○江口議員

その分についても、確認はしました。総合評価落札方式でやった7件ですね。それだけを見ると、それだけを見ると、そういう状況でないというのを確認しました。ですのでこういうことなんですけれどもとお話をすると、いやそういうことではないんだ、私たちの書き方がちょっとうまく伝わらなかったんだけど、お伝えしたかったのは、先ほど言ったようなそれ以降の間、実際の受注を見ると偏っているのだということでございます。そしてまた、その偏りがさらに大きくなる要素となるのが今回の総合評価落札方式であるので、そこについては、すぐに廃止をいただきたいということでございます。

○瀬戸委員

今言われたその7件についてということ、それともそれ以外のことですか。これは総合評価落札方式のあった7件という報告があっているんですけど、これは、総合評価落札方式による入札制度に関する請願なので、その件に関して、3年間における落札が、独占的なのは一目瞭然でありますという内容の理解になると思うんですよ。

○江口議員

そういう意味で、先ほど言いましたように、誤解されやすい部分なのかなというふうなのは私も感じた部分であります。ただ先ほど申しましたように、ここの理由の部分に関しては、これ要旨ですね、これをまず廃止をお願いして、そしてよりよい制度へ向けて再スタートを切っていただきたい。その理由として、そういった思いがあるということについてはお伝えしておきたいと思います。

○瀬戸委員

いや、思いがこれに書いているかわからない。ただこれに、私が質問していることも内容に書いとるわけじゃないですか。独占的に受注していることは周知の事実であります。「SI事業者の受注額や落札率を見ても、一目瞭然であります」と、この文章を読まれました。この文書がありました。じゃあ、どういう7者が取っているのか見ました。本当にこういうふうな事実だったんですか。

○江口議員

先ほどお答えしましたように総合評価落札方式、それだけを取り上げると、こういった状況ではないとは先ほどお答えしたとおりであります。

○瀬戸委員

ちょっと繰り返しになると思います。でもこの請願は7件に対しての請願ですよ。今まであった過去のことから、出している文章ですよ。

○江口議員

この請願は先ほど申し上げたように、一番最初の立岩交流センターの建設工事、ここからスタートするわけですが総合評価落札方式、そのものに対する請願であります。その7者、確かに7件の案件の結果は出ていますけれど、そこに対するのではなくて、こういった評価制度そのものに対して、これについてはいかがなものか。これについてはやめていただきたいと、一旦やめた上で、再スタートをやっていただきたいという請願であります。

○瀬戸委員

総合評価落札方式がいかなものかということは、この文章に書いてあるので、今までの過去の総合評価落札方式をやった上で構成されたと思うのですけど。それは、この7件じゃなくて、全体のことを言っていると言ったら、また話が、この文章とは変わらと思うのですけど。請願として、今その7件のことじゃなくてそれも含まれているんだよと言ったら、また請願の趣旨が変わらと思うのですけど。

○江口議員

請願の趣旨としてはっきり書いています。例えば2ページ目を見ていただいたら分かるかと思うのですが、国が制度の特質の課題として次のことを指摘していますと、「価格競争と比較して透明性・公平性の担保が難しいという構造的問題があり、担当者の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されるという恣意的な評価への懸念」、そしてまた、「評価表標準例などの工夫がされた場合でも、評価方法（評価項目・基準等）が定型化することにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利（寡占状態）になってしまう懸念」という懸念があるのです。こういったことがあるので、試行導入に関しても、いやちょっと待ってくれと、市内業者が想定してきたと、中段に書いてございますよね。で、慎重かつ丁寧な検討を行っていただくよう強く要望してきたんだと、お願いしてきたと。それで、この対応策として、その対応策として書いてあるように、一旦リセットすると、一旦中止・凍結をすると。「新しいより相応しい総合評価落札方式の採用が期待できると」ので、それをやっていただきたいということであり、そしてその寡占状態となるおそれがあるという、その部分をあらわすものとして、ちょっと書き方については、誤解を与える部分がありますが、現実において、受注額を見ると寡占状態にあるというふうな指摘がなされているところでもあります。

○瀬戸委員

今、説明された2ページ目、「担当者の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されるという恣意的な評価への懸念」、「評価表標準例などの工夫などがなされた場合でも、評価方法が定型化することにより、ノウハウの有する既存の業者が有利になってしまう」というようなことが、過去3年間の市が行った総合評価落札方式については、それは該当しているのですか。それとも該当していないと聞いているのですか。

○江口議員

この総合評価落札方式の部分を含め、結果として、今、飯塚市のこのランクの受注状況については、寡占状況にあると考えているということでございます。

○瀬戸委員

それは、イコール過去の落札結果で明らか、独占受注となっていることが周知の事実でありますというところにつながるということになるのですかね。それがあったということ。

○江口議員

先ほど申しましたように、総合評価落札方式を含め実際の受注額、そしてまたこの飯塚市が総合評価落札方式をとることにより、それにまつわる例えば消防組合であったりとか、そういったところも同じような状況で総合評価落札方式をとるケースがございます。そういったものを含めると、結果として、寡占状態にあるというふうなことから、もうこれについては、一旦やめていただきたいというのが請願の皆様方のご意見でございます。

○瀬戸委員

この請願者のところに、ずらっと会社の方が載っているわけなんですけど、総合評価落札方式で、この中に受注された会社がありますか。

○江口議員

業者の一覧を見る限りでは、受注されている方もおられると思います。

○瀬戸委員

それを受注された方もこういうことがあるというような判断をされたということですよ。

○江口議員

そのとおりだと思います。一旦、立岩交流センターのときに明らかなように、私どもとしては反対であるという、反対の意を示したんだけど、その後市は、市内業者でできる工事を市外業者へ発注いたしました。それがどういうことを示すかということ、それから後どうなるかということ、そしてその中でも好ましい制度ではない。だけれども、事業者の方々、生き抜くためには仕事をしなくてはならないわけです。おかしいよと思いながらも、その中でも、やる努力はされている。だけれども、今の状況はよろしくないと思っているので、もう勘弁してくださいというお声を上げられているということでございます。

○瀬戸委員

この中で総合評価落札方式により、落札した企業以外は、独占状態にあるというようなことですかね。それで落札したところ以外が独占状態にあるから、この方式は、疑義があるんだよということですかね。

○江口議員

その点については先ほど申しましたように、導入以降の事業者の受注額を一覧でも出していただいて検討していただければと思っています。

○瀬戸委員

今、説明文が書いているのですが、ざっくり全体的に言うと、総合評価落札方式について深く議論していきいただきたいというような内容というようなニュアンスで言われましたよね。間違っていますか。

○江口議員

現状の今飯塚市がやっている総合評価落札方式については、一旦廃止をした上です。その上で、どうしてもやはりそういう特殊な案件については、そういった技術提案等々が必要であると言われるのであれば、そこに関しては、事業者の方々も、もちろん協議には応じるというようなことですね。もともと当初からきちんと議論させてくださいと言っているんだけど、そこについては十分なものがなされていないので、改めて、もうこれ以上我慢はできないと、一旦廃止をした上で、その上で議論をさせてくださいということでございます。

○瀬戸委員

そうするに当たっても、やはりこの文章がどうも引っかかるわけで、議論するに当たって、これが独占しているのが一目瞭然であるというやはり文言があるので、それがそうではないかもしれないと言われましたよね、江口議員。結果的に7件で見るとそうでもない、独占状態にあるわけではないというようなことだと思うのですが、それでこの文章を入れたまま、請願を審査するのは、その確認も出すに当たってされなかったと言われたのですが、訂正していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○江口議員

思いについてはお聞きしましたので、今、何度かのやりとりの中でお伝えさせていただきました。この請願はあくまで要旨というのは、飯塚市の公共工事発注における総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めている請願でございます。その理由は、書いてございますが、その理由の一つとして書いております。ただその理由が、書きぶりが間違っているかもしれませんが、そういったことを総合的に考えていただくのが、総務委員会の皆様ではないかと思えます。

○瀬戸委員

今、言われたように間違えているのであればやはり訂正、これも正式な文書で出ているので、一旦訂正したほうが、これがもうこのまま審議されると、事実であると委員の皆様が、それを聞いて事実であると思った上で審査したというようなことになるので、これはちょっと、今言

われたように間違いがあるのであれば、一旦この文章を訂正して、改めてそういうふうな議論をやってくださいというのを出していただければと思うのですが、どうでしょうか。

○江口議員

私は紹介議員としてその趣旨説明に参りました。そして請願を皆様方の意図するところについては、先ほど来お伝えをさせていただいております。ですので、それについては誤解した形で進んだではなく、今の議論を見ると、そういったことを踏まえた上で議論されると思います。瀬戸委員が考えておられるような、これがそのまま採択されると私のほうが間違っただけを前提にやったと思われるのではないかという疑念に関しては、今の議論でまさに解消されたのではないかと考えています。

○瀬戸委員

いや、それは江口議員の紹介者のほうであって、さっき僕が最初に問い合わせたときに、これを請願者とは話していないと言われましたよね。

○江口議員

この文章で出す前に、一語一句請願の方々と打ち合わせをしたことはございません。ただし、紹介議員に関しては私だけではありません。あと2名おります。そのうちの1名の方との協議の中でも、きちんと請願者の意については確認をしております、ですので、これこれこういうことだったんですよということでお話をさせていただいた。請願者の意図としてはそういうことだということでございます。

○瀬戸委員

でも、最初に話したときに確認はしていませんでしたと言われたんですけど。あとこれの一目瞭然という文言が、独占受注というような文言があるのは、ここでは是正されたとしても、文章としては残っているわけですので、一度持ち帰って請願者と相談して、本当にこの文章を入れたまま出していいのかどうかというのを、江口議員が直接請願者の方と話していないのであれば、それを本当に入れて出して、これがそういう状況になっているのかというのを、話していただければと思うのですが。

○江口議員

請願の皆様方の思いは、一刻も早く総合評価落札方式については、ストップをした上で、新しいスタートを切ってくださいと。だからこそ、通常の請願の取り扱いであれば、閉会中の審査ですよ。それを今回、あえて紹介議員として申しわけないのですが、これについて請願の皆様方は急いでいただきたいということで、これを今回、皆様方のご審議をお願いしているわけなんです。ですので、今言った持ち帰りになってと言ったことに関しては、私としてはするつもりはございません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

先ほどの続きになっていくのですが、この文章をこの内容のままで審査に入るのは、いかがなものかと思っています。何回も繰り返しますが、「独占受注となっていることは周知の事実であります。過去3年間におけるS I事業者の受注額や落札率を見ても、一目瞭然であります」と書いているので、これはさっきの紹介者の答弁で、これに関しては違う部分があるかもしれないというような答弁だったので、それならやはり請願者と一度相談してもらって、この文章でいいのかどうかというのを確認していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○江口議員

先ほど来お話ししておりますように、請願者の意図としては先ほど来お答えしているように、実際の総合評価落札方式導入以来、実際にそれぞれの業者さんがとられた額とかを比較をすると、それが明らかであるということでございます。その点は趣旨説明の中で補足説明をさせていただきました。ですので、そういったことであると私のほうはお聞きしてお答えしておりますので、これについては、改めて請願者と確認することは考えておりません。

○委員長

今の話のほかに質疑はありますか。それ以外の質疑はありますか、紹介議員に対して。暫時休憩いたします。

休 憩 13:03

再 開 14:15

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。江口議員、本日はお忙しいところ、大変ありがとうございました。退席されて結構です。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

この請願、平成30年度より総合評価落札方式を試行導入され、これは現在もこの試行導入の期間は継続中ということですね、お尋ねします。

○契約課長

現在も試行中ということでさせていただいております。

○田中裕委員

この試行導入、私が思うには、こういう方式でやってみよう、試行的に期限を決めて、その制度でやってみる。で、期限が終わったときに、この制度をそのまま存続、そのまま継続して導入するのか、それともここはこう変えたほうがいい、こうすべきだということを検討して、きちっとしたものを出す、そのための期間であると。私はこの試行というのはそういうふうに思っておりますが、そのような認識でよろしいですか。

○契約課長

総合評価落札方式につきましては、現在、1億5千万円以上の建築一式工事、それから土木一式工事に採用いたしております。さまざまなご意見等もいただいておりますけれども、例えば専門工事ですとか、それから工種、1億5千万円から金額を見直すとか、そういったことについても検討を行う必要があると思っておりますので、今ご質問の中で申されました後半の部分に当てはまるものと考えております。

○田中裕委員

ということは、当然、試行期間の期限というのにも必要になってくると思います。いつまでが試行期間なのか、この期限を切るべきだと思いますが、この試行期間の期限、どのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○契約課長

明確に試行期間の期限というのを当初から定めておるわけではございませんで、現在も種々検討いたしております。この期間の設定につきましては、今後また協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○田中裕委員

今現在は定めていないけれども、この期限は切るということで、認識でよろしいですか。いつまでという期限。今この場でいつまでという答えは出ないでしょうけど、その期限はいつまでというのを明確に決めるという、答弁で受け止めましたけどいいですか。

○契約課長

いろいろと見直し、先ほど申し上げましたように見直しの部分というのがあるかと考えておりますので、その期限を定めることも含めまして、内部で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○田中裕委員

期限を切ることも含めて協議をする。これはちょっとおかしな話ではないかと思います。期限は切るべきだと、私はそう思います。ですから、ぜひともこれは期限を切って、試行期間はいつまでだという期限をぜひ切っていただきたいと思ひますし、それに対しても、また報告をしていただきますようお願いいたします。必ずこれ切っていただきたいと思ひます。それとあわせて、いいですか。それともう一つ、先ほどから紹介議員への質問、今あっておりましたけれども、「特定業者による独占受注になっていることは周知の事実であります」という表現がありますが、先ほど紹介議員とのやりとりの中でも少し見えてきましたけれども、実際に試行導入されております総合評価落札方式によって、特定の業者に偏っているとされておりますが、実際この総合評価落札方式による落札、受注された一覧、どの業者が落札されたというような資料はございますか。

○契約課長

ございます。

○田中裕委員

それを提出することはできますか。

○契約課長

提出できます。

○田中裕委員

委員長をお願いいたします。資料提出をしていただきますようにお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま田中裕二委員から要求がっております資料は提出できますか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま田中裕二委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 14：21

再 開 14：25

委員会を再開いたします。サイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

何点かお尋ねします。この総合評価落札方式を平成30年度から試行をやるということが決まりまして、一番最初は立岩交流センターであったですね。このときに総合評価落札方式でやるかといったときの会議録とか、決裁文書はありますか。あるか、ないかだけ。

○契約課長

この制度を導入しようとしたときの決裁文書というのはございます。

○小幡委員

会議録については。

○契約課長

会議録というのは特にございません。

○小幡委員

会議はやったんでしょう、会議録はないけど。こういう理由から総合評価落札方式に変えていこうかという会議録はないけど、会議はやったと。前回、総務委員会でも聞きましたけど、業者選考委員会というのがありますよね。記憶だとたしか14名。副市長を頭に、各部長、課長クラスが入って、業者選考委員会というものがあるのですけれども、改めてその組織のメンバー表は公表できますか。

○契約課長

飯塚市工事請負業者選考委員会規程というものがございまして、この中の第3条、委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織するとなっております、委員は総務部長、都市建設部長、都市建設部次長、契約課長、農業土木課長、土木管理課長、土木建設課長、建築課長、都市計画課長、上水道課長、下水道課長及び上下水道施設課長をもって充てるとなっております。

○小幡委員

ある物件に対して総合評価落札方式でやろうというときに、評価していきますよね。それも同じメンバーでやるのですか。

○契約課長

まず、今のご質問の内容ですけれども、多分評価をする組織が飯塚市のどこにあるかというようなお尋ねかと思しますので、改めてご説明申し上げますけれども、業者選考委員会の中に、これにつきましての審査体制の中に内部小委員会というものを設けております。これにつきましては、先ほど申し上げた委員の中から、委員長が都市建設部次長、それからそのほかの業者選考委員会委員を含みます委員の中で、内部小委員会というものを立ち上げます。このときに、まず評価基準となります基準、評価基準、それから提出されてきたものにつきましての評価結果等を、この内部小委員会の中で諮っていくことになるわけですけれども、まず提出されました書類につきまして、内部でまずは採点を行います。その後、その評価結果の妥当性とか、透明性とかいう部分がございますので、国土交通省のほうに評価結果を持ち込みまして、改めて評価を行っていただいた後に、その結果について内部小委員会の中で諮り、最終的には、業者選考委員会の中で、評価点数を確定するといったような流れになっております。

○小幡委員

わかりました。先ほど言った中に内部小委員会というのがある。内部小委員会で点数をつけるんですよ。それを国交省のほうで評価結果を審査してもらおうと。それじゃそれこそ国交省のほうは、総合評価落札方式においてはその小委員会の中に識者を国交省が推薦する有識者を2名入れなさいというのは、これ法で決まっているんですよ。飯塚市は入れていないでしょう。入れているか、入れていないか、教えてください。

○契約課長

有識者、私どもの内部小委員会のほうには、有識者というのは入っておりません。

○小幡委員

公平公正を保つために第三者を入れなさいというのが国の方針なんです。飯塚市は入れていないと、入れていないから、またその結果を国交省のほうに評価結果を知らせて評価してもらおうというスタイルを今とっているんですよ。過去に評価結果、国交省九州地方整備局のほうに出して、評価結果が否決もしくは否定された案件というのはありましたか。

○契約課長

今現在、どの項目かとか、どの工事かというのは、申しわけございません、今手元にございませぬけれども、私の感じている部分につきましては、市の評価について、国土交通省に持ち

込んだときに評価結果が変わるとするのは、比較的多くあります。

○小幡委員

それは飯塚市の評価基準に対して、国のほうが指導されたという感覚なんですかね。

○契約課長

評価基準と申しますか、飯塚市がいわゆる施工計画については作文として、400字の作文としてあって、その中で適正な施工計画になっているかということの評価するわけですけども、この点について、これが確かに提案に値するものであるか、もう当然、施工すべきものであるかといった判断がなされたというのが、比較的多かったように感じております。

○小幡委員

そういう経過の中で、平成30年からもう現在に至るまで約3年半強、総合評価落札方式は続けていますけれども、それまでに国からの指導・指摘、国交省からの通達とかいろんなものを加味して、その評価基準とか見直しを、小委員会でも何でもいいんだけど、何度かやられてきたと思うのですが、記憶で構わないけど、どれぐらいの回数を、評価見直しの方法を変えてきましたか。

○契約課長

まず、公告を行います前に、こういった評価基準でこの建物についてはこういった評価基準を設けましょうというようなところも、まず内部小委員会です。それからこの評価基準でよいかということ、業者選考委員会で諮りまして、公告を行っております。したがって、毎回工事の規模ですとか、そういった工事の特性というのが毎工事変わりますので、その都度内容については見直しを行っているところでございます。

○小幡委員

主に、一般論だけ、その評価基準は施工計画とか、企業の技術力とか、技術者の評価とか、そういったものが多いですね。今おっしゃったとおり、先ほど資料をいただきました7物件の総合評価落札方式なんだけど、このうちの4物件ぐらいは交流センターですね。ほぼ同じ建物ですね。私の感覚的には、RCの一般建設における建物なんだけど、これの評価基準というのは、今、国のほうは特別こういうところを気をつけなさいとかいう指導とか、通達とかいうのはありましたか。

○契約課長

そのところについては特に、例えば毎回同じ交流センターであったとしても、延べ床面積が違っていたり、立地の場所とかも変わってきます。それで安全管理ですとか、いろんな項目があるわけですけども、その都度、私どもも見直しをしておりますし、この評価基準でよいかと、妥当であるかということについても、毎回国土交通省にご相談を差し上げているところです。それで、そのアドバイスについては担当職員のほうが出向いて協議を行っておりますので、その都度、細かな点についても修正はかけていっているというふうな状況でございます。

○小幡委員

ちょっとあと2つほど。この請願者17者のちょっと意見的なものなんですけど、総合評価落札方式と断定はしませんけど、請願文書にあるように総合評価落札方式とか、本市はDBOとか、PFIとか、変動型とか、指名競争入札とか、いろんな方法で工事に合わせて入札のやり方を変えていますよね、実質ね。それはそれでいいんだけど、旧筑豊ハイツがあったじゃないですか。それと近々でいけば、あそこの新体育館。あれはどちらも公告から参加申請締め切りの期間、今わかりますか。

○契約課長

申しわけございません。まず筑豊ハイツの件につきましては、担当課のほうでやっておりますので、私のほうとしては把握いたしておりません。また、新体育館建設につきましては、手元にそのスケジュールの資料というのは持ち合わせておりません。

○小幡委員

これもすぐには出ないと思うのですが、平成30年の総合評価落札方式が試行導入されてから、S級の土木建設工事において、かなり追加工事が出ているんですね。本工事入札後、その追加工事の一覧表とか、そういうのを全部まとめたデータとかいうのは、保持しているのですか、つくっているのですか。今あるないは別にして。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:37

再 開 14:38

委員会を再開いたします。

○契約課長

一つにまとめたものというものはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松延委員

1つちょっと質問させていただきますけれども、評価基準についてでございますが、去年か、その前に聞いたことあるのですが、これ満点で20点と聞いております。これは間違いないですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○松延委員

その配分につきまして、施工計画、そしてまた技術力、これは工事の実績等もあわせてあります。それとそのときに配置できる技術力とかいう形で上がっておりますが、施工計画につきましては、先ほどの答弁の中で400字以内というふうな形で言われていましたけど、ほとんど私からすれば、その施工計画につきましては400字以内であれば、ある程度の工事については、基本的な基本でございますので、同じような形で出てくるんじゃないかなという気がしてならないのですが、この20点の中で差が、どんなふうですか、あまり僕は差がつかないと思っているのですが、課長として今までの経験上どういふふうに感じておられるか、お願いします。

○契約課長

20点満点となっております、施工計画についてが8点、企業の技術力についてが6点、それから配置予定技術者の技術力についてが6点となっております、私の感想ですけれども、その中でも1番目の施工計画についてが一番差がつくところでございます。

○松延委員

それだけ、例えばS等級でそれだけの差が出てくるということ自体、私はちょっと不思議ではないのですが、400字ですから一遍聞いたことあるのですが、施工図あたりも出さないうえ、ただ文書でもって400字ということですので、それなりの技術者さんがおったら、もういろんな、例えば当然これは計画から設計して施工管理、ずっと行きますけれども、そんなに差がつかますか。そういうことで差がつくという、課長がおっしゃいますからそういうことでしょうけど。

あと1つ、技術力については、もう例えば、技術士あるいは一級施工管理技師とかいろいろありますけれども、最初にその会社が持ったところが大きければ、もうずっと変わらないんですね。それだけの人的な投資をしない限り変わらないですね。ということになるのだったら、先ほどの今言われる技術力の6点と6点。そのときに配置できる技術力とかありますけれども、施工計画である程度変わると。そうしたら、技術力のところでの差というのはどんなですか。

○契約課長

先ほども申し上げましたけれども、それぞれ発注する工事が違いますので、求めるその企業の技術力、配置予定技術者の技術力というのも当然変わってくるものでございまして、具体的に申し上げますと、平米数とか、その構造ですとか、そういうことが変わってまいりますので、それについてもその都度、評価というのは毎工事ごとに変わってまいります。

○松延委員

あと2つ。1つは工事实績ですね。要するに、実績のあるところが点数が高くなりますよね、要するに実績があるから。そうしたら、ずっとされていないところは、極端に言ったら、3年間していないところはゼロですね。ちょっとそこら辺のところと、先ほどの例えばこの2、3年続けてした6点と、ゼロで6点の差が出てくるという形になりますけれども、結果として私のところ頑張ったんやけど、今度私のところ何点やったですかとかいう、今まで問い合わせがありましたか、なかったですか、どちらですか。

○契約課長

入札執行しました後に、各業者様のほうへ、おたくの提案については何点の評価ですよということについては、全てお知らせをいたしております。

○松延委員

それについて、今までこの7件が上がっていますけれども、トラブル等が発生したことはありますか、どうですか。

○契約課長

トラブルといいますか、クレームということなんでしょうけれども、私どもといたしましては、その評価結果の妥当性について、申し出がございましたら、業者様のほうとヒアリングをさせていただいて、ご理解いただいているところです。事実上、これまでもお見えになっておられます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 14:44

再 開 15:10

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

本件については慎重に審査をしたいと思っておりますので、継続審査としてはどうかと思いますが、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま瀬戸委員から継続審査としてほしい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は慎重に審査すべきということで、継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。委員長は、「請願第3号 総合評価落札方式による入札制度に関する請願」の継続審査については、否とすべきものと裁決いたします。ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

今、継続審査が否決をされましたが、私は先ほどの質疑の中で、試行期間の期限を切っただきたい。そしてそのあとにきちっと検討をして、このまま継続するのか、方式を変えるのか、それを決定していただきたいと、このように意見を述べさせていただきました。そのような中で、きょうこの場で賛否を問われても、なかなか私の気持ちとしてはそれをあらわすこと

ができませんので、私はこの採決には辞退をさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○小幡委員

「請願第3号」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。詳しくは本会議場で述べさせていただきたいと思いますが、本請願の趣旨にありますとおり、競争性・透明性の高い公平公正な入札の執行をしていただきたいという飯塚市内業者の22者Sクラスの土木建設業の代表取締役社長の方々17者が、そういう思いで今回請願を上げてこられておまして、末端末尾にありますとおり、早急に飯塚市の行政と信頼回復を図りたいと。この信頼回復というのは、どうしても飯塚市の入札制度において不信感が拭えないということです。そのために一旦立ち止まっていただき、我々というのは企業の方々なんですけれども、その意見等も踏まえて、本委員会が入札制度を所管事務調査としてやっていますので、そこでしっかり揉んでいただいて、企業も行政も、もしくは議員さんたちも納得いくような入札制度に変えていただけるきっかけになればということで請願が出されております。

最後には、やはり信頼回復を図って、災害復旧、今災害が多ございます。そういうときのボランティア活動とか出動に我々も協力したいと。そういうことで、今後とも、最後に書いてありますとおり、鋭意努力を重ね、品質確保、向上を目指し、積極的な技術提案や競争性、透明性の高い公平公正な入札を行って、飯塚市民の、または社会全体にとって、満足度の高い公共工事を行ってまいりますという宣言をされていますので、そういう意味で、市内業者17者の代表取締役社長たちの業者の心情を私は受け止めて、今回は真剣に入札制度を、我々も勉強しながら、よりよいものに変えていくべきだと思っておりますので、今回は賛成ということにさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第3号 総合評価落札方式による入札制度に関する請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本件は採択すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚地区消防組合負担金の過少請求の件について」報告を求めます。

○防災安全課長

平成28年度から令和2年度までの飯塚地区消防組合負担金につきまして、過少請求であったことが判明しましたので、ご報告させていただきます。

資料をお願いいたします。飯塚地区消防組合負担金につきましては、飯塚地区消防組合規約第11条第2項に基づき、普通交付税の常備消防費に係る基準財政需要額を基準に負担しております。その事務手続につきましては、市から各年度の普通交付税額の決定後、常備消防費に係る資料を消防組合に送付し、その資料に基づき消防組合で負担金を算定し、市へ請求されるものであります。

資料の中段、①をお願いいたします。そこに平成26年度までの計算方法を掲載させており

ます。常備消防分の基準財政需要額は、人口に3種類の段階補正、密度補正、態容補正の補正係数を乗じ、それに常備消防分の単位費用をさらに乗じ、合併算定替による加算額を加えます。この合併算定替による加算額は、合併団体である飯塚市、嘉麻市のみの加算となっております。

次に、下段②に平成27年度から合併団体の計算方法を掲載しております。変更点としましては、人口に乗じる3種類の補正係数に経常態容補正が加わったこと。また、これにより合併算定替による加算額の計算にも影響があることになっております。今回、過少請求となった原因につきましては、平成27年度から合併市町村について、常備消防費の基準財政需要額に加算措置がなされており、当該加算措置に係る資料も、消防組合に送付していましたが、消防組合においてその加算措置の認識がなく、結果的に加算措置を加味しない請求になってしまい、市としましても消防組合からの請求に基づき負担していたものであります。

今回、過少請求であったことが判明し、本来負担すべき額を仮算定したところ、平成28年度から令和2年度までの5年間の過年度分の合計で、負担実績額から約6億円の増額、令和3年度につきましては、予算計上額から約2億4千万円の増額となる見込みでございます。実態の判明を過少請求となっていた嘉麻市及び飯塚市と飯塚地区消防組合で協議を行いまして、令和3年度につきましては、正しい算定で負担額を確定。12月補正予算で追加計上し、過年度分の対応につきましても、12月補正予算計上に向けて引き続き協議を行っていくものであります。

今回の事態の原因につきましては、直接的には消防組合において、普通交付税の制度が熟知されていなかったことによるものですが、市としましても消防組合や関係団体との十分な協議をしていなかった点もありますので、今後は消防組合と連絡などを密にし、このような事態が発生しないよう取り組むことといたします。大変申しわけありませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

これは嘉麻市のほうで気づいたのでしょうか。この資料を見ますと、平成28年から令和3年まで差額がずっと書いてありますけど、これを全部累計すると飯塚市は何億円になるのですか。

○防災安全課長

過去5年間の分で、合計で約6億円になります。

○小幡委員

これは、ちょっと新聞で読んだデータだけでも、飯塚市が6億円、嘉麻市が3億円ぐらい。逆に、それだけのお金が消防にいていないということでしょう。不思議なのは、毎年毎年ちゃんと決算をやっていますよね。これの発覚自体が、定かではないのだけど、次年度の運営がだんだん苦しくなって、残高がなくなってきたと、運営費の。そこでちょっと気付いちゃったというような、そういうことのきっかけだったのですか。

○防災安全課長

質問委員が言われますとおり今消防組合のほうで負担金の見直しを、毎年協議を行っております。その中で嘉麻市のほうで再計算をしたところ間違いが判明したということになっております。

○小幡委員

意外とこういう間違っただけは単純なミスなんだよね。ただ、このお金を今から補填していかなくちゃいけないのだから、私も新聞しか読んでいないのだけど、市民生活に影響を及ぼさないようにして、言い方が悪いけど分割的にでも補填していこうかという考えらしいのですが、その決定というのはいつごろ決定なさる予定ですか。

○防災安全課長

先ほどの説明をさせてもらいましたとおり、今消防組合及び嘉麻市と協議を行っております。

早急にそこら辺を話し合っ、分割で支払っていききたいというところを決定するのを12月補正にかけますので、その前には決定したいと思っています。

○小幡委員

12月補正ね。そのときは、今の状況を聞いたので、こういう形で補正していきますという報告はもちろんありますね。第三者的に一般の人が見て、9億円強も入れなくて運営ができているのであれば、余剰金がものすごく余るじゃないと、日頃の予算が多過ぎるのじゃないとか、いろんなやはり話が飛び交いますので、やはり今から補充、補填していくのでしょうか、必要経費をしっかりと計算なさってそれで決定額を決めて、しっかりと令和4年度、5年度、不足額を算定なさって正しく補填してください。これは要望ですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和3年8月1日からの大雨による被害状況等について」報告を求めます。

○防災安全課長

「令和3年8月11日からの大雨について」、被害の概要及び被害状況を報告させていただきます。

本市の被害状況でございますが、資料の1ページをお願いいたします。資料の1ページ、8月30日現在で報告させていただきます。この災害による本市の人的被害については、あっておりません。住家被害については5件確認されております。また、公共施設6カ所で雨漏りが発生し、のり面崩壊が4カ所ありましたが、現在復旧済みや通行可能までになっております。また、河川の護岸崩壊等で計27カ所が崩壊等になっております。

続きまして避難者であります。資料の2ページをお願いいたします。資料の2ページで避難所は、指定緊急避難場所及び自主避難場所として、計46カ所を開設いたしまして、14日、18時が全避難所合計のピークで220名の方が避難されておりました。

次に、行動記録であります。資料の3ページから4ページにかけて記載しております。まず、8月12日9時27分に発表された大雨洪水警報から記載しております。12日の9時27分に災害警戒準備室を設置し、土砂災害に警戒するため、15時30分に筑穂地区にレベル3、高齢者等避難を発令いたしました。翌13日の19時50分には、河川の増水により、潁田地区に同じく高齢者等避難を発令いたしました。翌14日の朝には雨が激しくなり、河川も増水したことにより、6時30分に災害対策本部に移行し、7時30分に市内全域に高齢者等避難を発令。8時45分には、より土砂災害の危険が増したため、筑穂地区にレベル4、避難指示を発令いたしました。続いて15時45分にも、幸袋及び潁田地区に河川増水による避難指示を発令しております。翌15日は、一旦雨が小康状態になりましたので、筑穂地区を除く全ての地区の避難情報を解除いたしました。しかしながら16日の夜に再度、筑穂地区に土砂災害の警戒が必要であったため、16時30分に高齢者等避難を発令し、翌17日の11時に避難指示を発令いたしました。翌日の18日の朝には雨が収まり、7時30分に土砂災害警戒情報が解除されたことに伴いまして、筑穂地区に出していた避難指示も解除したところであります。今回、8月12日から18日までと、長期の警戒を行ったことから、災害対策本部を4回、班長会議を11回開催しております。

次に、降雨量及び水位等調べであります。資料の5ページから8ページに、遠賀川の川島観測所のデータを記載しております。12日の5時から記載しております。ピークは14日の8時、4.61メートルで避難判断水位には達していない状況でありました。降雨につきましては、14日が多く、1時間雨量26mmが最大で降り始めからの累計雨量は578mmとなっております。以上簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

一つ確認させていただきたいのですが、1ページの災害被害状況に農林業施設24カ所とございますが、この農林業施設はどのような施設なのですか。

○防災安全課長

申しわけありません。この分につきましては担当課からの数値で24カ所、災害カ所でしか報告を受けていませんので、詳しい詳細については、申しわけございません、よくわかりません。

○田中裕委員

といいますのは先ほどちょっと触れましたが、先月の大雨で、伊川地区でしたか、ため池のり面というか、護岸が崩壊したと。それがこの中に入っているのかなと思ってお聞きしたんですが、それがわかりませんか。わからないと。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「職員の処分について」報告を求めます。

○人事課長

「職員の処分について」報告をいたします。資料をお願いいたします。本事案は、令和2年6月13日に市民協働部、当時は福祉部でございますが、20歳代男性職員が運転していた車が田んぼに落ち込んでいる状況を目撃した近隣住民から110番通報がなされ、警察が調べたところ、呼気から基準値の8倍を超えるアルコール1.25ミリグラムが検出されたことから、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されたもので、令和2年6月23日の総務委員会においてご報告を申し上げておりました件でございます。

事案の経過につきましては、配付しております資料がございますので、詳細は省略をさせていただきますが、本事案につきましては、令和2年6月24日に道路交通法違反、酒気帯び運転で起訴され、現在も係争中でございます。刑事処分及び行政処分の確定後に、当該職員の処分を行うこととしておりましたけれども、令和3年9月1日付で、退職願が提出されましたことから、人事諮問委員会の答申に基づきまして、懲戒免職といたしたものでございます。また、あわせまして当時の管理監督職についても、口頭注意をいたしております。

今後とも二度とこのようなことが起こらないよう、なお一層職員への指導を徹底するとともに、職員一丸となり、市民の皆様の信頼回復に努める所存でございます。このたびは誠に申しわけございませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。